

【工事概要ご説明書】

1. (目的・基本精神)

この工事概要ご説明書は、新宿区市谷山伏町 1-2 (地番) に建設予定の

『(仮称)市谷山伏町計画新築工事』についてご説明するものです。

建築主及び施工者は本説明書内容を確認し、各事項を遵守し、ご近隣の皆様への迷惑を最小限にとどめる様防護に万全を期すと共に、終始安全確実な施工に努めます。

2. (作業時間及び休日)

① 工事期間中の作業時間については、8時より作業開始 17 時までには作業を完了し、その後清掃、後片付けをおこないます。作業が遅延する場合も、18 時 30 分までに後片付けを完了します。

② やむを得ず時間外作業を必要とする場合は、事前にご連絡いたします。

③ 休日については、日曜日を休業いたします。※土・祝祭日は作業を行います。

④ 以下の作業につきましては、作業休止日または時間外に作業を行う場合があります。

- ・ 騒音・振動の影響の少ない建物内部仕上げ工事等
- ・ 災害等緊急時の防災工事
- ・ 諸官庁、所轄警察署の指導による作業日時の指定のある作業
(現在指導が想定される作業：電気・ガス・上下水道等施設関係つなぎ込み作業・通行規制がある車両の搬出入・防護構台の設置・解体、及びタワークレーンの解体)
- ・ 品質に影響を及ぼすため、施工上継続して行わなければならない中止できない作業
(例；コンクリート打設作業)・ 予期することが出来なかった突発事故(例；交通事故、交通渋滞、機械の故障等)が生じ中止できない作業。

3. (騒音・振動・塵埃対策)

① 本工事にあたり、敷地境界に騒音・振動計を設置いたします。その計測結果は道路から見やすい場所に表示いたします。

② 本工事にあたっの工法、使用機械、作業方法は、騒音・振動の発生を極力抑制するものを検討し採用いたします。

③ 低騒音・低振動の重機を使用すると共に、重機オペレーターには丁寧な重機作業を徹底させ、極力騒音・振動の抑制に努めます。

④ 塵埃の発生が想定される作業は、進捗に合わせた防止措置をおこないます。散水による措置を行う作業時は、状況を監視の上適時散水し、飛散防止対策を行います。

4. (事故防止の措置)

施工者は、本件工事期間中、ご近隣の皆様の建物及び通行人等への危害防止の為敷地周辺には仮囲いの設置・タワークレーン設置期間中は、歩道上へ落下防止措置の設置・高所作業時には養生

シートを設け、高所からの飛散、落下物による事故防止に努めます。作業にあたっては、検討会を実施し安全かつ十分な対策を講じて作業を行います。

5. (工事車両と交通安全管理)

① 交通誘導員は、工事用搬入口へ両側 2 名・車道作業時は上下車線にも追加配置し、一般歩行者並びに通行車両に対して安全上の誘導・監視を行い安全確保に努めます。特に、園児・児童・生徒の登下校時におきましては、交通安全対策に万全の措置を講じます。

② 園児・児童の登校時間帯(7 時 30 分より 8 時 30 分まで)は工事・通勤車両の入退場を行いません。また、近隣小学校・幼稚園と、登下校・行事予定及び作業予定の情報を共有し、園児・児童の安全確保に努めます。

③ 工事車両の搬出入は、8 時 30 分から行います。

④ 通勤車両の入退場は、7 時より 7 時 30 分までに行います。

⑤ 道路を使用する作業・通行規制のある車両の搬出入は、所轄警察署へ届出を行いその指導に従い作業を行います。

⑥ 通勤・工事車両に対しては、車両証の提示を必須とし、運転者には交通安全の徹底を指導いたします。

⑦ 工事関係車両は規定の通行経路を遵守いたします。

⑧ 工事関係車両による道路上への土砂搬出等による汚損については、工事現場に敷鉄板の設置・退場前のタイヤ清掃を施し、道路汚損防止をすると共に適宜清掃及び散水に努めます。

⑨ 交通安全上、やむを得ない場合を除いてクラクションは使用いたしません。

6. (規律・風紀)

① 作業員の風紀については、十分留意し、作業員がご近所の皆様に不快な念を与えないよう厳正に指導・監督いたします。

② 規律を守れない作業員へは、退場・出入禁止の処分を行います。

③ 朝 7 時からの作業員通勤時間帯は、現地にて作業員通勤状況を現場社員が監視し、指導・監督にあたります。

④ 作業員に対しては、事前に資料に基づいた送り出し教育を実施し、その報告書類を確認し作業を許可します。

7. (近隣建物等の保全)

ご近隣の建物等に損傷を及ぼさないよう細心の注意を払い施工いたしますが、万一、本工事に起因して隣接建物及び付帯設備等に損傷を生じさせた場合は、施工者は、当該家屋所有者と、誠意をもって協議し、解決を図ります。

又、施工者は必要に応じて工事着工前にご近隣建物の現状写真撮影を行わせて頂きます。

8. (工事中に私道を利用する具体的な工事・時期)

① 安全・養生のための仮囲設置や撤去

【時期】 着工時及び竣工時、台風等の緊急時 【期間】 1～2 週間 (着工時及び竣工時)

② 道路の拡幅整備工事

【時期】 竣工 1～2 カ月前 (2014 年 4 月～5 月) 【期間】 1～2 週間

③ 植栽の搬入、外構工事等

【時期】 竣工 1～2 カ月前 (2014 年 4 月～5 月) 【期間】 3～4 週間

④ 電柱移設のインフラ工事

【時期】 竣工 1～2 カ月前 (2014 年 4 月～5 月) 【期間】 未定 (協議を要するため)

私道を利用する作業とその期間は、最小限となるよう努めてまいりますが、上記につきましては、ご了解いただきたくお願い申し上げます。なお、時期及び期間につきましては、現時点での予定となりますので、前後する場合がありますことをご了承下さい。詳細が決まりましたら改めてお知らせさせていただきます

9. (その他)

本書に記載なき事項または新たに発生した事項等につきましても、誠意を持って、その都度協議の上対策を講じ、解決に努めます。

10. (連絡窓口)

現場事務所

【住所】 東京都新宿区原町 1 丁目 18 番 5 号